

松戸市告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市の区域内の字の区域及び名称を別紙のとおり変更する旨告示する。

なお、この告示は、令和7年1月25日から効力を生じる。

令和7年1月24日

松戸市長 本郷谷 健 次

変更調書

新		旧		地番
大字	字	大字	字	
小金	天王脇	東平賀	向台	313の2 313の3 315 の1~315の11 315の1 3 316の1~316の3 3 17の1 317の2 318の 1~318の3 319の1 3 19の2 319の5 319の 6 320の1 320の2
			仲通	245の7 245の8
		小金きよ しヶ丘	一丁目	5の1~5の4 5の6 5の7 5の10 5の11

備考

上記土地の表示は、令和6年11月12日現在の登記事項証明書によるものである。